

令和 2 年度札幌丘珠空港就航路線等検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和 2 年度札幌丘珠空港就航路線等検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和 2 年度札幌丘珠空港就航路線等検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

丘珠空港の利活用の検討について、平成 28 年から 2 年間、北海道と札幌市で丘珠空港の利活用の促進策について協議する「丘珠空港の利活用に関する検討会議」を設置し、平成 30 年 2 月に報告書を公表しており、平成 30 年度以降は、市民等に情報提供し、幅広い意見を聴取しながら、丘珠空港の利活用の議論を深めてきたところであり、今後、「丘珠空港の将来像（案）」を取りまとめた上で、市民に理解を得ながら将来像の確定を目指していく予定である。

本業務は、将来像の検討を行う上で必要となる将来の丘珠空港の就航路線の可能性等について検討を行うとともに、将来像の作成にあたり市が国や北海道等の関係者と協議する際の資料作成及び市への航空に関する助言を行うことを目的とする。

※上記検討会議の報告書及び札幌市が実施したこれまでの取り組み等は、札幌市公式ホームページを参照のこと。

URL <http://www.city.sapporo.jp/shimin/okadama/torikumi/kentokaigi/kentokaigi.html>

4 業務の内容

(1) 札幌丘珠空港における航空路線の可能性検討

民間委託された道内 7 空港の路線展開、将来の北海道新幹線の札幌延伸等、航空旅客流動や外部環境の様々な変化を踏まえて分析を行った上で、可能性のある路線を抽出するとともに将来の航空ネットワークのシナリオを検討し、実現に向けた課題を整理する。

(2) 関係者協議用資料作成補助及びこれに関するアドバイス

既存成果及び本調査における成果に基づき、丘珠空港の将来像に関する関係者協議用資料の作成補助を行うとともに、これに関する各種アドバイスを行う。

(3) 報告書作成

上記の経過、結果を取りまとめた報告書を作成する。また、報告書の概要版についても作成することとする。

(4) 打合せ

打合せ協議は3回（着手時、中間時、納品時）以上、実施する。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和3年3月29日（月）までとする。

6 業務提案の上限額

金8,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

なお、消費税及び地方消費税の税率は10%を見込むこととする。

7 企画提案を求める事項

項 目	説 明	ページ数
(1) 業務計画案	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針、実施体制、担当技術者の将来の航空ネットワークや空港の将来ビジョン策定に関する業務の経歴等	A4判2ページまで
(2) 札幌丘珠空港における航空路線の可能性検討	各種分析や航空路線等の検討にあたっての基本的な考え方や考慮すべきポイント	A4判2.5ページまで
(3) 関係者協議用資料作成補助及びこれに関するアドバイス	基本的な考え方や考慮すべきポイント	A4判2ページまで
(4) その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判1.5ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 国や地方自治体等が発注した、将来の航空ネットワークや空港の将来ビジョン策定に関す

る業務を元請として履行した実績があること。

(7) 管理技術者として、技術士（建設部門 - 港湾及び空港）の資格を持つ者を選任できること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】1部

① 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第2号）

上記8-(6)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 技術者の資格を証明する書類

上記8-(7)に係る技術者の資格を証明できる書類（様式自由）

エ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書（様式自由）

用紙サイズはA4判、両面印刷とする。提案書の内容及びページ数については、上記7を参照のこと。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものであること。

③ 業務従事者一覧（様式第3号）

④ 参考見積書（様式自由）

【副本】9部

上記②の企画提案書、③業務従事者一覧、④参考見積書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側
札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

(3) 提出期限

令和3年1月12日(火)15時00分必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

- イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。
- ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。
- エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和2年12月25日(金)17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第4号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記13の連絡先まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

なお、これまで頻回に質問のあった内容に係る回答は上記ホームページにて公開しているので参照のこと。

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「令和2年度札幌丘珠空港就航路線等検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

なお、参加者が少数の場合は、一次審査を省略することがある。

(ア) 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は3件とする。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は1件当たり3名以内とする。

(イ) プレゼンテーションは、30分程度(説明15分・質疑15分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和3年1月15日(金)

二次審査 令和3年1月22日(金)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の5割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

[審査基準]

項目	審査基準	配点
(1) 業務計画案	当該業務に対する考え方や取組方針が業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。また、業務実施体制が妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか。	25
(2) 札幌丘珠空港における航空路線の可能性検討	各種分析や航空路線等の検討についての基本的な考え方や考慮すべきポイントが妥当かつ具体的なものであるか。	45
(3) 関係者協議用資料作成補助及びこれに関するアドバイス	基本的な考え方や考慮すべきポイントについて、妥当かつ具体的なものであるか。	20
(4) その他独自提案	独自の提案事項について、業務の目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか。	10
合 計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1件の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、

契約の相手方とはしない。

13 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsu1@city.sapporo.jp